

指名停止措置業者一覧表（令和8年4月23日現在）

業 者 名	住 所	期 間	備 考
株式会社トーニコン サルタント	東京都渋谷区本町1丁目13番3 号	R8.2.2 ～ R8.5.1	<p>同社は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務において、遅くとも令和3年2月19日以降、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>なお、課徴金減免制度の適用を受けたことから、入札参加資格停止措置の期間を2分の1に短縮する。</p>